

潮来市監査委員告示第1号

告示	令和2年1月30日 から
期間	令和2年2月 6日 まで

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の指摘事項に対する措置内容を別紙のとおり公表する。

令和2年1月30日

潮来市監査委員 大川 雅 春

潮来市監査委員 笠間 丈 夫

監査の結果に対する措置状況

令和元年 1 1 月 7 日監査

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【かすみ保健福祉センター】 予定価格表の記載に消せるボールペンを使用していた。公文書の記載において当該ボールペンの使用は適さないため、今後使用しないよう周知徹底を図られたい。</p> <p>【市民課】 労務管理において、特定の職員に 1 ヶ月 45 時間を超える時間外勤務が見受けられた。また、所属長による時間外勤務命令を受けることなく時間外勤務を行っている実態が確認された。適切な労務管理と事務分担を図られたい。</p>	<p>消せるボールペンについては、今後使用しないよう、職場内への持ち込みを禁止する措置を講じました。</p> <p>特定の職員が 1 ヶ月 45 時間を超える時間外勤務とならないよう事務分担の見直しを行いました。また、時間外勤務は今までも事前決裁を受けよう指導しておりましたが、事前の時間外命令を必須とすることをさらに徹底しました。</p>

監査の結果に対する措置状況

令和元年 1 1 月 1 1 日監査

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【社会福祉課】 労務管理において、特定の職員に 1 ヶ月 45 時間を超える時間外勤務が見受けられた。また、所属長による時間外勤務命令を受けることなく時間外勤務を行っている実態が確認された。適切な労務管理と事務分担を図られたい。</p> <p>災害援護資金貸付については、償還期限を過ぎても潮来市財務規則（第 44 条 督促）による督促状を送付していないことが確認された。滞納整理も十分に行われておらず、延滞金や利息の再計算についても適切な処理がされていなかった。債権管理の体制が不十分であると判断されるため、早急に措置を講じられたい。</p> <p>【高齢福祉課】 介護保険料の督促状発布において、潮来市財務規則第 44 条により納期限から 20 日以内に発布することとなっているところ、期日を過ぎて発布している事例が見られた。同規則に基づき適切に処理されたい。</p>	<p>時間外勤務するときは、原則、時間外命令簿へその都度記入し、事前に所属長の決裁を受けること、また、仕事量が特定の職員に偏ることの無いよう、課内及びグループ内において、随時事務分担の見直し等ができるような組織づくりに努めます。</p> <p>督促については、潮来市財務規則を遵守していきます。また、滞納整理も計画的に組織として対応していきます。</p> <p>債権管理については、システム化も含め体制整備に努めてまいります。</p> <p>介護保険料の督促状発布につきましては、潮来市財務規則第 44 条に基づき、納期限から 20 日以内に発布するように、事務処理を行っていきます。</p>